

人吉市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

人吉市教育委員会

<目次>

- 1 計画の趣旨・現状
- 2 目標
- 3 計画の期間
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容
- 5 関連する取組、今後のフォローアップ

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、地方公務員法、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

人吉市教育振興基本計画で掲げる「将来の夢や希望に向かって自らの可能性を高め、人として生きる力を育み、心身ともに健康で豊かな人生を送ることができる人づくり」の実現には、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画がめざす「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。

働き方改革を通じて、教職員が事務作業を効率化し、創出された時間で子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにするとともに、児童生徒に対する質の高い教育を行うために自らの専門性と人間性を高め続けることができるようにする。

人吉市教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、人吉市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することをめざす。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

(2) 本市の現状

本市では、令和2年に「人吉市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定し、教職員の時間外在校等時間を年間360時間、月45時間として目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保を目指して取り組んできた。

これまでの取組として、令和5年度に全教職員が利用できる出退勤管理システムを導入し、勤務時間管理の徹底を図り、業務の適正化に努めている。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る人数	月80時間を上回る割合
小学校	月30時間	13.6%	1.3%
中学校	月38時間	16.1%	3.1%

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

項目	目標値	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1箇月時間外在校等時間が 45時間以下の割合	100%				
1年間における1箇月時間 外在校等時間の平均時間 程度	30時間 程度				
1年間における時間外在校 等時間の平均時間 程度	360時 間程度				

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

項目	目標値	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
年間の年次有給休暇の平均 取得日数	5日以上				
ストレスチェックにおける 高ストレス者の割合	10%				
ストレスチェックにおける 健康リスクの値 (全国平均を100) 【令和7年度前期結果 75.6】	65以下				
ストレスチェックにおける 働きがいに関する質問項目 への肯定的な回答の割合 【令和6年度結果 56.7%】	60%以上				

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、熊本県学校等警察連絡協議会等において保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③学校徴収金の徴収・管理

- ・学校徴収金については、徴収金業務の標準化や一元管理ができるシステムの運用を開始する。

④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となつて行うものとする。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教頭等に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・保護者に対して、相談窓口の周知徹底を図るとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

①調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

②学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じてICT支援員を活用する。

③ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会と学校が連携を図りながら、ICT支援員や民間事業者との委託契約を締結し、保守・管理を継続して行っていく。

④学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・職員による学校プールの管理については、一部の学校においてプールの授業を民間事業者の施設を利用するなど負担軽減に努めている。今後も学校の実情に合わせ

たプールの管理について、近隣校における共同利用や民間事業者等への委託などの可能性を検討していく。

- ・体育館の地域開放施設の管理業務については、人吉市教育委員会で実施しており、引き続き事務手続き等の電子化を推進し、学校現場の負担軽減を促進する。

⑤校舎の開錠・施錠

- ・機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入、職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

⑥校内清掃

- ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化を促進する。

⑬部活動

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

①給食の時間における対応

- ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施する。
- ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施する。

②授業準備

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を積極的に活用するとともに、デジタル技術の活用を促進する。

③学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

④学校行事の準備・運営

- ・修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討する。

⑤支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、医療的ケアを受託する看護職員又は日本語指導に係る委託事業者等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師の協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センターの機能強化や学校支援アドバイザー等による効果的な支援を促

進する。

- ・こども未来課等の関係機関に対して、支援が必要な児童生徒・家庭への対応に必要な体制の確保に積極的に参画するよう促す。

エ その他

①学校教育アドバイザー・英語教育アドバイザーの配置と活用

- ・限られた時間でより大きな教育効果と様々な悩み等に対応するために、専門的な指導力を有する学校教育アドバイザーや英語教育に特化した英語教育アドバイザーを活用し、教員の授業（指導）力の向上を図り、教職員を中心とした学校運営や授業づくり等の支援を行う。

②留守番電話機能の活用

- ・勤務時間外の電話対応は、緊急の場合を除き留守番電話機能を活用し、教員の時間外勤務の縮減を図る。

(2) 学校における措置の推進

ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、60%にする。【令和6年度 結果47%】

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

イ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。

ウ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて産業医による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。

オ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

カ 令和8年度中に、学校における定時退勤日を月4回以上設定するよう推進し、夏季休

業期間中に学校閉庁日として週休日を含めた5日間程度の休日を設定する。

キ 長期休業中における時差出勤について、計画の期間中に検討を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、人吉市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会等が主催するマネジメント等に関する研修を積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。